

独立行政法人奄美群島振興開発基金

平成18年度業務実績評価調書

平成19年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

## 業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中 期 計 画	平成18年度計画			
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p>				
<p>(1) 業務運営体制の効率化 独立行政法人化時点で2名の定員削減を行う。また、審査部門と期中債権管理部門を一元化するとともに、長期延滞債権、法的手続きによる回収が必須な債権など、特別に管理を行うことが必要な債権を集中して管理する体制に改める等、債権管理の強化に資する効果的な業務運営体制の見直しを行う。審査の厳格化を図る観点からは、理事長以下を構成員とする審査委員会の活用を図る。コスト削減を進める観点から、民間金融機関との情報共有に統一電子フォーマットを採用する。 また、金融機関としての質的向上を図るため、外部の研修プログラム等を活用した職員の研修を行う。さらに、奄美群島振興における奄美基金の役割等を踏まえながら、奄美基金内部に横断的な業務評価・点検チーム（各課からメンバーを各1名以上を回以上）の開催を必要に応じて行い、必要に応じて自己評価を行い、評価結果を業務運営に反映させる。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する年度計画</p> <p>(1) 業務運営体制の効率化 ① 定員については、独立行政法人化時点の定員を維持する。 ② 効率的な業務運営体制に向けて、以下の内容を含む組織体制・人員配置の見直しを引き続き行う。 ・ 債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行等をより確実に推進するため、管理・回収担当者配置見直しを含む債権管理体制の強化するほか、自己査定体制の改善を図る。 ・ 役員会で組織体制・人員配置の見直しについて定期的な協議を行う。 ③ 審査の厳格化を図るため、理事長以下を構成員とする審査委員会において、保証及び融資に係る全申込案件を審査する。 ④ コスト削減を図る観点から、民間金融機関との情報共有に際しての統一電子フォーマットについて、更なる活用を図る。 ⑤ 金融機関としての質的向上を図るため、外部の専門機関等の研修プログラム等を活用し年間4名以上の職員研修を行う。</p>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 効率的な業務運営に資するため、独立行政法人化時点で定員削減を行っており、引き続き、削減後の定員を維持している。 ○ 定員削減の状況（独立行政法人化時点(平成16年10月) 23名→21名(△2名)</li> <li>● 債権管理体制の強化を図るため、総務企画課から管理課へ1名異動し、債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行等リスク管理債権の抑制に係る業務を統括し、進捗状況等を管理することとしている。</li> <li>● 効率的な業務の実施を図るため、組織体制・人員配置について役員会で協議を行い、人事異動等への反映を行っている。</li> <li>● 審査の厳格化を図るため、全案件を審査委員会で審議している。 ○ 審議案件(18年4月～19年3月) 保証：177件 融資：166件 計：343件</li> <li>● 地元金融機関（奄美大島信用金庫及び奄美信用組合）から保証付融資の情報を毎月、電子ファイルにて報告を受けることにより電算入力事務の改善を図るとともに延滞保証債務の早期把握・解消に活用している。 ※ その他の民間金融機関（鹿児島銀行及び南日本銀行）については地元金融機関と同様に電子ファイルにて報告が受けられるよう、引き続き協議を行うこととしている。 ※ また、入力事務に係るコストが削減はもとより、債務者の情報を迅速に知り、延滞保証債務の早期解消等に資することを目的として、金融機関との相互交換を行う電子ファイルの互換性を高めるため、債務者コードの変換機能など新たな様式への改善を含めたソフトの開発に努めている。</li> <li>● 職員の資質向上を図るため、年間延べ6名の外部機関の研修を行っている。 また、研修結果については資料及びレポート等により各課職員への周知を行っている。</li> </ul>	

	<p>⑥奄美基金内部に設置した横断的な業務の全般的な協議を原則として毎月20日に行う。また、必要に応じて有識者を活用しつつ、自己評価を行う。</p>		<p>①顧問弁護士との判例に基づいた債権回収の方法等の研修（18年5月25日） ○テーマ：債務整理受任通知を受けた債務者に対する対応、民事再生申立先に対する督促等 ○受研者：管理課2名</p> <p>②金融財政事情研究会研修（18年7月20日～21日） ○テーマ：融資業務からみた新会社法のポイント、最新の担保実務とリスク管理、民事再生手法の多様化等 ○受研者：管理課1名</p> <p>③中小企業大学校研修（18年10月2日～6日） ○テーマ：決算書の解説法と財務分析 ○受研者：業務課1名</p> <p>④顧問弁護士との判例に基づいた債権回収の方法等の研修（平成18年10月18日～19日） ○テーマ：根当抵権設定契約者及び借用証書にかかる特約条項及び相続財産管理人専任について等 ○受研者：管理課2名</p> <p>●独立行政法人化時点において奄美基金内部に設置した業務の評価・点検チームにより、業務運営体制等の協議を延べ19回行っておりその結果、次のとおり取引事業者の経営安定、事業の立ち直りの促進等を図るため、債権管理体制の見直しを行うこととしている（※1）。また、融資メニューの重点化等について検討を行っている（※2）。</p> <p>（※1） ○財務内容等の健全化については、審査の厳格化や保証及び融資後の期中管理の強化等に取り組んでいると事業の再生が、新たな取り組みとして、経営状況が厳しく事業の再生が、必要でかつ再生の可能性が認められ、事業者の再生支援策を講じ、取引先事業者の経営安定、事業の立ち直りの促進を図っている。</p> <p>○また、これを管理・再生支援の効果を一層高めるとともに、更生した債権管理体制の強化を図るため、審査から管理まで一貫した期中と全般的（経営・再生支援含む）を業務課で所管することとし、管理課は特別管理債権（再生支援等が困難な債権や最終期限経過後債権（期限利益を喪失した案件を含む））及び代位弁済後の求償債権などに重点化等について検討を行っている。</p> <p>（※2） ○奄美基金の政策目的を踏まえ、かつ、他の金融機関による対応の状況等も勘案しながら、奄美群島の事業者のニーズに対応した融資メニューの重点化等について検討を行っている。</p>
<p>(2)一般管理費の削減 一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で13%以上に相当する額を削減するため、以下の措置を講じる。</p>	<p>(2)一般管理費の削減 一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で13%以上に相当する額を削減するため、以下の措置を講じ、18年度は</p>	<p>4</p>	<p>●一般管理費については、国家公務員の給与構造改革等を踏まえた給与改定及び本部の職員の特地勤務手当の引き下げ、効率的な出張を行うための体制の見直し等により、年度計画（対15年度計画比で9%程度削減）を上回り12.8%の削減となっている。</p>

- ・ 給与、諸手当の見直し
- ・ 物件費の抑制と効果的な運用等

対15年度比で9%程度削減する（通年比較）。

なお、人件費（退職手当等を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度比で3%以上に相当する額を削減するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

- ・ 本部職員については、特地勤務手当を3%相当引き下げる。
- ・ 業務課、管理課の連携により信用調査、延滞債権督促事務を併せて対応する等出張体制の合理化により旅費の抑制を図る。
- ・ 年度全体の支出計画を基に月毎、四半期毎の支出計画を作成し支出管理担当者により、計画と実績について毎月、役員会に報告し協議を行う。

（単位：百万円、%）

	15計画(A)	18計画(B)	B/A-1 (対15計)	18実績(C)	C/A-1 (対15計)	C/B-1 (対18計)
一般管理費	285	259	<u>△9.2</u> (△26)	249	<u>△12.8</u> (△36)	△3.9 (△10)
人件費	211	201	△4.5 (△10)	184	△12.6 (△27)	△8.5 (△17)
物件費	74	58	△22.5 (△16)	65	△13.1 (△9)	+12.1 (△7)

	17実績(D) (参考)	C/D-1 (対16実)
一般管理費	255	△2.5 (△6)
人件費	186	△1.2 (△2)
物件費	69	△5.8 (+4)

【これまで講じた給与の見直し等】（注）\_が18年度の見直し等

（役員の俸給月額）

理事長：784千円（15計画）→775千円（独法前）  
→697千円（独法後）※経営改善策  
(△78千円/10.1%)  
→694千円（17年12月）※人事院勧告  
(△3千円/△0.43%)  
理事：640千円（15計画）→633千円（独法前）  
→569千円（独法後）※経営改善策  
(△64千円/10.1%)  
→567千円（17年12月）※人事院勧告  
(△2千円/0.35%)

（役員の特地勤務手当）

俸給月額×12%（15計画、独法前）→廃止（独法後）  
※経営改善策

（役員の特別手当）

支給率：3.50月（15計画）→3.30月（独法前）  
→3.35月（17年度）※人事院勧告（+0.05月）

（職員給与）

職員俸給表の改定：平均改定率 △0.32%（17年12月）  
※人事院勧告  
職員俸給表の見直し：平均改定率 △4.8%（18年4月）  
※人事院勧告  
勤務成績に基づく昇給制度の導入  
（18年4月）※人事院勧告

（職員諸手当）

扶養手当：配偶者 14,000円（15計画）  
→13,500円（独法前）  
→13,000円（17年12月）

			<p style="text-align: right;">※人事院勧告（△500円）</p> <p>（職員の特別手当） 支給率：4.65月（15計画）→4.40月（独法前） →4.45月（17年度）※人事院勧告（+0.05月）</p> <p>（本部職員の特地勤務手当） 俸給月額×12%（15計画、独法前）→俸給月額×9%（17年度） ※経営改善策 →俸給月額×6%（18年度） ※経営改善策</p> <p>（うち旅費） 12百万円（15計画）→9百万円（17実績） （対15計画△3百万円／△29.0%） →7百万円（18実績） （対15計画△5百万円／△37.9%）</p> <p>○支出管理担当者を総務企画課長と定め、毎月の役員会等に予算執行状況を報告し、協議を行っている。</p>	
<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画</p>			
<p>(1) 保証業務 奄美基金は、保証業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。</p> <p>① 事務処理の迅速化 現在、事業者の申し込みから債務保証承諾決定までに平均8日（平成15年度実績）を要しているが、利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理するため、審査能力の向上、関係金融機関との情報交換、中小企業信用情報データベースシステムの活用等を行う。 標準処理期間 6日</p>	<p>(1) 保証業務 奄美基金は、保証業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。</p> <p>① 事務処理の迅速化 標準処理期間を6日に設定し、以下の措置を講じること等により事務処理を迅速化し、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査能力の向上を図るため、外部の専門機関等の研修プログラム等を活用した職員研修を行う。</li> <li>・関係金融機関と群島内事業者の業況等について随時情報交換を行う。</li> <li>・申込事業者の財務諸表分析等について中小企業信用情報データベースシステムを活用する。</li> </ul>	<p>4</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●標準処理期間内に処理を行った割合は、87.5%となっている。引き続き、スムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図っている。</li> <li>●職員の審査能力の向上を図るため、外部機関の研修を行っている。（P1記載事項再掲） ○金融財政事情研究会研修（18年7月20日～21日） ・テーマ：融資業務からみた新会社法のポイント、最新の担保実務とリスク管理、民事再生手法の多様化等 ・受研者：管理課1名</li> <li>○中小企業大学校研修（18年10月2日～6日） ・テーマ：決算書の読解法と財務分析 ・受研者：業務課1名</li> <li>●群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時行っている。（保証・融資業務共通で61回）</li> <li>●中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行っている。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っているCRD運営協議会の担当者との情報交換を行っている。</li> </ul>	
<p>②適切な保証条件の設定 保証料率をはじめとする保証条件に</p>	<p>②適切な保証条件の設定 適切な保証条件の設定を行うた</p>	<p>3</p>		



<p>つては、以下の点を踏まえることとする。</p> <p>①事務処理の迅速化 現在、事業者の申し込みから融資決定までに平均11日（平成15年度実績）を要しているが、利用者への利便性を資する観点から、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理するための、審査能力の向上、関係金融機関との情報交換、中小企業信用情報データベースシステムの活用等を行う。</p> <p>標準処理期間 9日</p>	<p>たつては、以下の点を踏まえることとする。</p> <p>①事務処理の迅速化 標準処理期間を9日に設定し、以下の措置を講じること等により、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査能力の向上を図るため、外部の専門機関等の研修プログラム等を活用した職員研修を行う。</li> <li>・関係金融機関と群島内事業者の状況等について随時情報交換を行う。</li> <li>・申込事業者の財務諸表分析等について、中小企業信用情報データベースシステムを活用する。</li> </ul>	<p>4</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●標準処理期間内に処理を行った割合は、89.1%となっている。引き続きスムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図っている。</li> <li>●職員の審査能力の向上を図るため、外部機関の研修を行っている。（P1記載事項再掲） ○金融財政事情研究会研修（18年7月20日～21日） ・テーマ：融資業務からみた新会社法のポイント、最新の担保実務とリスク管理、民事再生手法の多様化等 ・受研者：管理課1名</li> <li>○中小企業大学校研修（18年10月2日～6日） ・テーマ：決算書の解説法と財務分析 ・受研者：業務課1名</li> <li>●群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時行っている。（保証・融資業務共通で61回）</li> <li>●中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行っている。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っているCRD運営協議会の担当者との情報交換を行っている。</li> </ul>	
<p>②適切な貸付条件の設定 現在、10種類の貸付メニューを設定し、奄美群島の産業特性を踏まえた貸付金利、償還方法を定めていくところであるが、既存メニューの利用状況や業務運営に必要な金融として役割つつ、奄美基金の政策金融と地域内事業者の資金需要、市中金利等を勘案した条件設定を行う。</p> <p>なお、融資条件については、定期的な点検を行い、奄美群島における経済情勢、他の機関が行う融資制度の状況等を見直しを行う。</p>	<p>②適切な貸付条件の設定 適切な貸付条件の設定を行うため、以下の事項に取り組むこととする。</p> <p>イ 政府系金融機関等他の融資機関の貸付利率、貸付限度等の貸付条件について、調査、資料の収集・整理等を行い奄美基金の制度と比較検討を行う。</p> <p>ロ 奄美基金において、各市町村の産業関係課を構成員とする融資業務関係者会議を開催し貸付条件、各地域の資金需要についての意欲求を行う。</p> <p>ハ 上記の結果を踏まえ、現在の貸付条件の設定が適切なものであるかどうかの評価・点検を一回で検討を行い、役員会に報告及び協議を行う等、必要に応じて貸付利率等を見直しを行う。</p>	<p>3</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●奄美基金の貸付金利について、第一次産業は農林漁業金融公庫、第二次・三次産業は国民生活金融公庫に準じて設定しているため、毎月、両公庫の金利情報入手し、適切な金利設定に努めている。</li> <li>●奄美基金主催の「融資業務関係者会議」を開催し、既存の融資条件、地元の融資需要について意見の聴取・交換等を行っている。 ○開催回数：8回 ○出席者：金融機関担当者、市町村担当者 ○テーマ：業務の概要、実績状況、制度の周知、基金に対する要望等</li> <li>●以上の協議等を踏まえ、現在の融資条件の設定が適切であるかどうか内部で検討を行っている。</li> <li>○融資メニューの重点化等 奄美基金の政策目的を踏まえ、かつ、他の金融機関による対応の状況等も勘案しながら、奄美群島の事業者のニーズに対応した融資メニューの重点化等について検討を行っている。</li> </ul>	
<p>(3)保証業務、融資業務共通事項 ①利用者に対する情報提供 奄美基金の業務に対する利用者の理</p>	<p>(3)保証業務、融資業務共通事項 ①利用者に対する情報提供 利用者に対し、奄美基金の財務内</p>	<p>3</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者や関係機関の利便性を踏まえ、窓口等に備えつけている奄美基金の概要やリーフレットをホームページ上で閲覧で</li> </ul>	





務に係るリスク管理債権割合について、29.6%（平成15年度実績）以下に抑制し、着実に縮減を図る。

に向上させること等により18年度末におけるリスク管理債権の割合を27.7%以下に抑制する（15年度末実績5,521百万円、16年度末実績5,167百万円を17年度末見込4,873百万円以下に削減し、更に18年度末試算では4,541百万円以下に削減する）。（具体的な取組み）

- ・ 中小企業信用情報データベースシステムを活用した客観的な審査
- ・ 保証付き融資と金融機関独自融資の併用促進による事業者の自立化支援とリスクの分散
- ・ 審査委員会の活用
- ・ 保証先事業者の業績、事業環境、経営課題等についての定期的なモニタリング
- ・ 法的回収の強化と効果的な対応
- ・ 融資実施金融機関との合同督促の強化
- ・ 督促計画の策定、督促リスト・手法の改善、債権管理委員会の活用

②融資業務においても、十分な返済能力が見込まれる者を対象に貸付けを行うこととし、審査の厳格化、金融機関との責任分担、期中管理の徹底、延滞債権の回収に努め、基金が保有するリスク管理債権割合について、42.7%（平成15年度実績）以下に抑制

②融資業務についても、以下の具体的な取組みを内容に含む「奄美群島振興開発基金経営改善策」の実施を図り、リスク管理債権回収率を10.7%（15年度実績5.3%）に向上させること等により18年度末におけるリスク管理債権の割合を41.6%以下に抑

2

上記の取り組みやこれまでの期中管理の徹底等により、昨年度に比し保証債務における新規リスク管理債権の発生が減少したこと、債務者・保証人等からの回収額が昨年度に比し51百万円増加したこと及び回収不能となった求償権償却処理（341百万円）の実施等によりリスク管理債権残高は昨年度より565百万円減少に至っている。しかしながら、督促の強化等により回収額は増加したものの求償権の回収率は計画に比して5.8ポイント下回ったほか、保証債務残高の減少により保証業務におけるリスク管理債権の割合は39.4%と年度計画を11.7ポイント上回っている。

【計画と実績との比較】（単位：百万円、%）

	15年度	16年度		17年度	
	実績	計画	実績(A)	計画	実績(B)
リスク管理債権	5,521	5,184	5,167	4,873	5,425
総残高(保証債務+求償権)	18,680	17,609	16,288	16,814	14,041
リスク管理債権割合	29.6	29.4	31.7	29.0	38.6
求償権回収率	6.9	10.0	8.7	10.5	4.2

（単位：百万円、%）

	18年度		対16実績	対17実績	対18計画
	計画(C)	実績(D)	(D-A)	(D-B)	(D-C)
リスク管理債権	4,541	4,860	△ 307	△ 565	+ 319
総残高(保証債務+求償権)	16,381	12,332	△ 3,956	△ 1,709	△ 4,049
リスク管理債権割合	27.7	39.4	+ 7.7	+ 0.8	+ 11.7
求償権回収率	11.0	5.2	△ 3.5	+ 1.0	△ 5.8

※リスク管理債権割合＝リスク管理債権／（（保証債務残高）＋（求償権残高））

※リスク管理債権の対15年度実績比△661百万円。

- 保証業務の申込み全案件について、中小企業信用情報データベースを活用している。
- 保証への依存を抑制するため、保証申込時において融資実施機関に対し、保証付以外の貸付金も促すことで金融機関プロパー資金との併用促進9.8%（保証実績143件中14件）行っている。（14件の保証付融資546百万円に併せプロパー融資898百万円を実行している。）
- 保証業務の申込み全案件について審査委員会で審議している。（177件）
- 審査を行う際の留意事項の協議等を通じ、審査担当者で問題点を共有する等金融機関としての資質向上に努めている。
- 大口利用先については決算書等財務諸表を徴求し業況等モニタリングを実施している。（保証・融資共通で62件）
- 平成18年度の法的手続き件数は20件である。また、顧問弁護士との業務連携により2件の相続財産の任意処分の促進を図っている。
- 融資実施機関との合同督促を実施している。（40件）
- 督促計画の策定にあたっては、自己査定結果を踏まえた債務者区分に応じた効果的な督促業務に資するものとしており、また、督促リストの活用並びに回収方針等について債権管理委員会での協議を行っている。（債権管理委員会開催13回）

● 更なる債権管理体制の強化を図るため、総務企画課から管理課へ1名異動し、債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行等リスク管理債権の抑制に係る業務を統括し、進捗状況等を管理している。人員配置の見直し及び事業者の経営・再生支援等を行っている。上記の取り組みやこれまでの期中管理の徹底等により、昨年度に比して貸付金における新規リスク管理債権の発生が減少

し、着実に縮減を図る。

制する（15年度末実績5,287百万円、16年度末実績5,118百万円を17年度末試算5,039百万円以下に削減し、更に18年度末試算では4,901百万円以下に削減する）。

- （具体的な取組み）
- ・中小企業信用情報データベースシステムを活用した客観的な審査
  - ・金融機関との協調融資の促進によるリスク分散
  - ・繰上償還に係る補償金制度導入に向けた規定整備
  - ・審査委員会の活用
  - ・融資先事業者の業績、事業環境、経営課題等についての定期的なモニタリング
  - ・法的回収の強化と効果的な対応
  - ・共通債務者を持つ金融機関との連携督促
  - ・督促計画の策定、督促リスト・手法の改善、債権管理委員会の活用

したこと、債務者・保証人からの回収に努めたこと及び回収不能となった貸付金償却処理（183百万円）の実施等によりリスク管理債権は計画より75百万円、昨年度より456百万円減少に至っている。しかしながら、督促等の強化により回収に努めたもののリスク管理債権の回収率は計画に比して3.5ポイント下回ったほか、貸付残高の減少により融資業務におけるリスク管理債権の割合は、44.8%と年度計画を3.2ポイント上回っている。

【計画と実績との比較】（単位：百万円、%）

	15年度 実績	16年度		17年度	
		計画	実績(A)	計画	実績(B)
リスク管理債権	5,287	5,162	5,118	5,039	5,282
貸付残高	12,374	12,194	11,664	11,894	11,412
リスク管理債権割合	42.7	42.3	43.9	42.4	46.3
リスク管理債権回収率	-	10.3	9.7	10.5	7.8

（単位：百万円、%）

	18年度		対16実績 (D-A)	対17実績 (D-B)	対18計画 (D-C)
	計画(C)	実績(D)			
リスク管理債権	4,901	4,826	△ 292	△ 456	△ 75
貸付残高	11,770	10,776	△ 888	△ 636	△ 994
リスク管理債権割合	41.6	44.8	+ 0.9	△ 1.5	+ 3.2
リスク管理債権回収率	10.7	7.2	△ 2.5	△ 0.6	△ 3.5

※リスク管理債権割合＝リスク管理債権／貸付残高

※リスク管理債権の対15年度実績比△461百万円。

- 融資業務の申込み全案件について中小企業信用情報データベースを活用している。
- 奄美基金の融資と金融機関プロパー融資との調整・協議の上、協調融資を実行している。（2件の奄美基金融資80百万円に併せプロパー融資104百万円を実行している。）
- 融資業務の申込み全案件について審査委員会で審議している。（166件）
- 審査を行う際の留意事項の協議等を通じ、審査担当者で問題点を共有する等金融機関としての資質向上に努めている。
- 大口利用先については決算書等財務諸表を徴求し業況等モニタリングを実施している。（保証・融資共通で62件）
- 平成18年度の法的手続き件数は11件である。また、顧問弁護士及び司法書士との業務連携により2件の相続財産の任意処分の促進等を図っている。
- 共通債務者を持つ金融機関との合同督促を実施している。（15件）
- 督促計画の策定にあたっては、自己査定結果を踏まえた債務者区分に応じた効果的な督促業務に資するものとしており、また、督促リストの活用並びに回収方針等について債権管理委員会での協議を行っている。（債権管理委員会開催 7回）

③この他、これまで定期預金中心であった余裕金の運用については、リスク面には十分注意しながら、最も収益性が見込まれる手法による運用に努める。

③この他、保証業務における資金運用については、国債による運用等も含め、リスク面には十分配慮しながら、最も収益性が見込まれる手法による運用に努める。

4

- 収益性を勘案し、国債、地方債による運用を行っている。
  - 購入実績：297百万円  
（地方債／利率：1.1%、1.4%）
  - 国債等保有残高：1,283百万円  
（対17年度末比で297百万円増加）

		【平均残高等の比較】 (単位：百万円、%)				
		16年度	17年度(A)	18年度(B)	(B-A)	
		平均残高	600	766	1,002	+ 236
		運用利益	3	10	13	+ 3
		運用利回り	1.22	1.31	1.26	△0.05
		〔専美基金定期預金運用利回り：0.24% 都銀大口定期預金(5年)：0.60%~0.75%〕				
(2) 予算 (3) 収支計画 (4) 資金計画	(2) 予算 年度計画参照 (3) 収支計画 年度計画参照 (4) 資金計画 年度計画参照	3	●予算、収支計画及び資金計画の実績は別添のとおり適正に執行している。 なお、平成18年度の契約状況については、 ・随意契約(1件、3,425千円) ※理由：経理規程第17条第13号の規定に基づいて実施。 ・企画競争・公募(1件、5,500千円) となっている。 以上から、平成18年度の契約については、経理規程に則り適切に実施している。			
4. 短期借入金の限度額 5. 1億円	4. 短期借入金の限度額 5. 1億円	4	平成18年度は実績なし。			
5. 重要な財産の譲渡等の計画 該当なし	5. 重要な財産の譲渡等の計画 該当なし	—	平成18年度は該当なし。			
6. 剰余金の使途 該当なし	6. 剰余金の使途 該当なし	—	平成18年度は該当なし。			
7. 施設及び設備に関する計画 該当なし	7. 施設及び設備に関する計画 該当なし	—	平成18年度は該当なし。			
8. 人事に関する計画 独立行政法人化を機に、職員のインセンティブを確保し、組織の活性化を図るため、目標の管理や評価基準の明確化などにより、個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を給与・特別手当に反映させるとともに、職員の能力、資質に応じた適正な人事配置を行う。	8. 人事に関する計画 下記の方策を引き続き行う。 (1) 各課における業務の年度計画を設定し、この実施状況と職員の取組状況を勘案した人事考課を行う。 (2) 上記結果を受け、給与、特別手当等に反映させることにより職員のインセンティブの確保を図る。 (3) 年度計画の達成状況を踏まえ、業務実施体制及び職員の能力、資質等を反映した人員配置を行う。	3	●定例的に年度計画と実績状況を役職員で共有し、組織全体での目標管理を行っている。また、評価にあたっては各課長の評価、役員の評価等段階的評価を実施している。 ●個々の職員の勤務成績を給与等へ反映するとともに、職員能力に応じた人事配置を実施している。 ●現在、18年度の計画達成状況を踏まえ債権管理・回収体制の強化を図るため、組織体制及び人員配置の見直しの検討を行っている。			
9. その他業務運営に関する重要事項 出資業務については、平成17年度末を以て廃止する。	9. その他業務運営に関する重要事項 出資業務については、平成17年度末を以て廃止する。	3	●平成17年度末にて措置済み。			

<記入要領>・項目毎の「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」の欄に理由を記入する。

5点：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

4点：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

3点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

2点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

1点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評定理由
	○			各項目の合計点数 = 47 項目数(15) × 3 = 45 下記公式 = 104%

<記入要領>

- ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に○を記入する。
  - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
  - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
  - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
  - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総合評価

<p>（法人の業務の実績）</p> <p>中期計画の達成に向けた平成18年度計画の実施状況に係る総合評価は順調と考えられる。</p> <p>項目別では、「業務運営の効率化に関する年度計画」については、一般管理費の削減について計画以上の実績となっているほか、債権管理体制の強化、評価・検討チームによる業務見直し等を行っている。</p> <p>また、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画」については、事務処理の迅速化、中小企業信用情報データベースの活用、適切な保証・貸付条件の設定等に努めているほか、利用者等の利便性向上のため、貸付金利の変更を適用日と同日にホームページに掲載するなど情報提供に努め、さらに、窓口に備え付けていた基金の概要やリーフレットをホームページ上で閲覧できるよう見直しを行うなど計画どおりの実績となっている。</p> <p>一方、「予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画」については、リスク管理債権は昨年度より減少し、融資業務に係るリスク管理債権については計画を達成しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっている。</p>
<p>（課題・改善点、業務運営に対する意見等）</p> <p>債権管理体制の見直し、金融機関との協調等による経営・再生支援の取り組み、期中管理の徹底等により、リスク管理債権は昨年度より減少しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっていることから、奄美群島内の事業者等の実情にも十分留意しつつ、引き続き、これらの取り組みを進め、財務の健全化に努める必要がある。</p>
<p>（その他）</p>